大規模小売店舗の立地に関する事前協議および地域貢献に関するガイドラインに基づく意見書の概要の公表

大規模小売店舗の立地に関する事前協議および地域貢献に関するガイドライン II 4 (1) の規定により 意見書の提出がなされたので公表する。

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 コメリパワー水口店開発事業 甲賀市水口町水口 5916 番地外
- 2 提出された意見の概要

甲賀市からの意見

- (1) 交通渋滞により緊急車両の通行支障が懸念されるため、経路やゾーン等については、一般に通行されると考えられる幹線道路経路での予測と、甲賀合同庁舎前、水口大橋北詰交差点での予測が必要と考えられます。
- (2) 住宅、学校が近接していることから周辺環境(騒音等)に対する対策を行ってください。
- (3) 駐車場施設内が通り抜けのみの通行にならないことや、進入口からの道路へ合流する際、安全に通行できるよう対策を講じてください。
- (4) 敷地内での犯罪防止に留意した構造となるよう検討し、夜間照明の設置や施設周辺の通行者に配慮した道路側への照射など、防犯対策を講じてください。
- (5) 事務所(各店舗)から排出される廃棄物(ごみ)を市は収集していないため、収集する許可を持つ業者と契約するなど、法令に従い適正に処理してください。
- (6) 青少年に有害な物件を販売等しないよう配慮してください。
- (7) 施設内外にかかわらず、防犯上死角箇所がないよう配慮してください。
- (8) 店舗建築工事の施工等、店舗開設のための準備については、時期や内容等を十分に周知し、地域住民との協議内容や本市関係各課から出されている意見等にも誠意を持って対応してください。
- (9) 雇用については地元での積極的な採用の配慮をお願いします。
- 3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1-1 滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目 1-1 甲賀市産業経済部商工政策課 甲賀市水口町水口 6053 番地

(2) 縦覧期間 平成 25 年 3 月 11 日から平成 25 年 4 月 11 日まで